



対象者のみ

教科書費、教材費など**授業料以外の教育費**を支援する制度です。

手続

毎年、**対象者のみ**申請手続が必要となります。
申請方法等については、**6月頃**にお知らせする予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- 国公立高校等（県外の学校を含む）に在学する生徒の保護者等
- 保護者等が広島県内に住所を有している
- 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税^{*}の世帯**
- 生徒が高等学校等就学支援金等の支給対象

※年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満となります。

支給額

区 分		支給額(年額)	
生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300円	
住民税が非課税の世帯	全日制・定時制	第1子	114,100円
		第2子以降	143,700円
	通信制	50,500円	

支給上限

給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回(定時制・通信制は4回)を上限とします。ただし、過去に高校等を中退して再入学した場合などは、最大2回まで追加で受給できる場合があります。



ポイント

- 申請手続は、保護者がお住いの都道府県で行います。
生徒が県内の国公立高等学校等に在学する場合でも、保護者が県外にお住いの場合は、お住いの都道府県にお問合せください。
- 新入生を対象に、給付金の**一部を前倒しで支給**する制度を**4月に募集**します。
詳細は入学決定後にご案内します。
- 「5 定時制及び通信制課程修学奨励金貸付」の貸付を受ける場合は、奨学給付金を**受給することはできません**。

Q & A

保護者等全員の住民税が非課税の世帯とは、どんな世帯ですか。

答え

保護者等全員の**住民税所得割が0円の世帯が対象**となります。
住民税には、均等割と所得割がありますが、所得割のみで判定します。
(均等割は含まれません。)

奨学給付金が決定された場合、どのように受け取ることができますか。

答え

申請の際に届け出ていただく保護者等名義の**指定の銀行口座に、県教育委員会から振り込み**ます。
ただし、高校等が保護者の代わりに受け取り、学校徴収金にあてる場合もあります。

一度申請すれば、卒業まで何回も受給することができますのでしょうか。

答え

毎年7月1日時点の課税状況及び扶養状況などを確認するため、**毎年申請**する必要があります。
そのため、保護者等の収入状況等によっては、支給対象であった場合でも翌年度以降は対象外となる場合もあります。